

戦後期イングランドにおけるプロ・フットボールの社会的文脈の変化

——フットボール争議の分析を中心に——

藤 井 翔 太

【要約】 第二次世界大戦後のイングランドのプロ・フットボールにおいて、選手の契約・給与問題を巡ってフットボール・リーグと選手組合は労働省を巻き込む形で争議に突入した。二〇年近く断続的に続いた争議を通じて財政規則が改定され、選手の待遇や社会的イメージの向上が図られたが、リーグの閉鎖的なガバナンスのあり方の根幹は保たれた。その一方で、争議を通じてメディアの報道や政府のスポーツ推進政策が加熟し、国際的競争が激化したこともあり、フットボールへの国民の注目度が高まった。メディアや政府などの多様な回路と結びつくことで、プロ・フットボールは単なる娯楽産業の枠を超えた存在になっていった。つまり、争議を通じてプロ・フットボールは、国家の福祉政策を充実させるための財源として、国際競争における国の誇りを体现する国民的行事として、イングランド社会におよぼす影響をましていったのである。

史料 九六巻六号 二〇一三年二月

はじめに

第二次世界大戦後のイングランドにおいて、プロ・フットボールは産業として一つのピークを迎えた。一八八八年にフットボール・リーグ (Football League、以下リーグと略記) が世界初のプロ・フットボールのリーグ戦を行うクラブの連合として結成されて以来、イングランドのプロ・フットボール産業は発展を続け、年間の総観客動員数は一九四八／四九年シーズンには約四一〇〇万人に達した^②。また、戦後にはスポーツの国際競争がより盛んに行われるようになり、フット

ボールの世界においてもワールド・カップ (FIFA World Cup) やヨーロッパ・チャンピオン・クラブズ・カップ (European Champions Clubs' Cup) において、国の枠を超えた試合が多数開催されるようになった。

一方で、フットボールくじやテレビ中継の発展に伴う新たな収入源の出現や、国際競争におけるイングランド代表チームの低調な成績は、イングランドのフットボールの核をなすリーグのガバナンス^⑤に対する批判をまきおこした。そうした批判を最も象徴しているのが、一九四五年から一九六四年にかけて(戦後期)^④、選手の組合とリーグの間で行われたフットボール争議である。リーグは世紀転換期に行われた財政規則論争を通じて、クラブ間の財政格差を是正し、戦力の均衡を図ることで激しい競争を創出し、魅力的なスポーツを観客に提供することが可能になるという独自の論理に基づき、財政規則による選手の権利を制限するガバナンスのあり方を正当化してきた。^⑤しかし、戦後期の約二〇年間にわたり断続的に行われた争議においては、逆に、選手の給与上限を定めた最大給与規則が廃止されるとともに、クラブに選手の保有権と契約延長権を認めていた移籍規則が裁判によって一部違法と判断されるなど、選手側は大きな進展をえた。また、労働省が仲裁役として関与するなど、争議は国民の大きな注目を集めた。

これまでも、様々な分野の研究者が戦後期のフットボール争議を論考の対象としてきた。争議終結直後の一九七〇年代には社会学者による研究が進み、例えばC・クリーチャーやG・キートンは、争議と移籍制度の改革を促した一九六三年のイーサム判決 (Eastham Case)^⑥が、財政規則に基づくリーグの伝統的なガバナンスの改革に決定的な影響を与えたと論じた。

また、スポーツ史研究者も一九八〇年代に入ると戦後期のプロ・フットボールに関する研究を行うようになった。S・ワグはメディアの発展と政治的な干渉の増加に伴うフットボール界の商業化の進展が、選手の労働状況の改善につながったと論じた。^⑦その後、D・ラッセルやM・テイラーが争議について考察し、争議の成果を過剰に評価できないとしつつも、その後の改革を促す契機として重要であると論じた。^⑧一方で、選手組合のオフィシャル・ヒストリーを執筆したJ・

ハーディングは、争議における財政規則の廃止はプロ・フットボール選手がリスペクタブルな職業としての地位を獲得するうえで、最も象徴的な出来事であったと評価している。^⑩

重み付けに差はあるものの、戦後期の争議を通じて、選手の待遇が改善されるとともに、社会的イメージの向上につながったとする点で、先行研究の認識は一致している。その一方で、先行研究においては選手側の行動や思考に考察が集中していたことも否定できない。つまり、プロ・フットボール選手がイングランド社会においてリスペクタブルな職業としての地位を確立する過程において、争議がどのような役割を果たしたのかという視点から考察しているといえる。しかし、労働省が仲裁役として介入したことが戦後期の争議の最大の特徴であり、労働省（政府）が争議にいかに対応したのかという点についてはほとんど考察がなされていない。

先行研究が選手側の動向に関心を集中させているのは、史料の問題でもある。先行研究は選手の自伝や伝記、当時のメディア（新聞・雑誌・テレビ）を利用して争議の歴史を再構築している。これらは選手の主張を整理するための重要な史料である。しかし、労働省の意図をよみとり、争議に対する政治的な影響力を深く考察するためには、国立公文書館に収蔵されている争議関連の労働省文書の分析が不可欠である。しかし、労働省文書の全編が公開されたのは一九九〇年代中盤以降であり、体系的な分析を行った先行研究は管見の限り存在しない。^⑪ また、労働省文書は関係者間でやりとりされた手紙や非公開の会合の議事録などを収録しており、戦後期の争議においてはメディア上にほとんど言説が浮上してこないリーグ側の意図を読みとるためにも重要な史料となる。したがって、本稿では労働省文書を分析することで、選手だけでなく、リーグ、労働省の対応を明らかにすることを目指す。

また、先行研究においては、争議に対する社会的な反応が十分に検証されているとはいえない。特に、争議においてメディアが果たした役割については、より詳細な分析が必要である。先行研究は事実を再構築するための史料としてメディアを利用する一方で、メディアがどのような文脈から争議を報道していたのかにはほとんど関心が払われていない。争議

はスタジアムで観戦できる試合とは異なり、メディアを通じて報道されることで初めてファンはその様子を知ることができる。したがって、メディアが争議をどのような姿勢で報道していたのか、そして争議の当事者であるリーグと選手がいかにメディアを利用したかについてより踏み込んで考察しなければならぬ。

また、労働省以外のルートからも政府は争議に関与していた。伝統的にイギリス政府は積極的にスポーツの世界に干渉することはなかったが、戦後にはオリンピックやワールド・カップなど国際的なスポーツ競争の激化もあり、徐々にスポーツ推進政策を強化していった。政府によるスポーツ政策強化の流れのなかで、プロ・フットボール、および争議がどのような位置付けを与えられていたか検討する必要があるだろう。

以上の論点を踏まえた上で、本稿では戦後期のフットボール争議を通じてイングランドのフットボール界のガバナンスの変容について考察する。また、労働省や教育省など政府やメディアとの関係を分析することで、戦後期イングランドにおけるプロ・フットボールの社会的文脈の変化についても論考する。こうした分析を通じて、プロ・フットボールが戦後イングランドの社会、経済、政治に与えた影響を明らかにすることができるだろう。

本稿の構成は以下の通りである。まず第一章で争議の前提として、財政規則の歴史とそれを支えたフットボール界の経済的構造の変化についてまとめる。次に第二章では、労働省文書の分析を中心に争議について考察する。そして第三章では、リーグ・選手のメディア戦略、およびメディアの報道スタンス、そして政府のスポーツ政策におけるプロ・フットボールの位置付けについて検討する。

- ① 本稿におけるフットボールは、F A (Football Association) が定めた規則に基づいて行われるゲームであるアソシエーション・フットボール（いわゆるサッカー Soccer）を指すこととし、ラグビー（Rugby Football）など他の競技を含まない。

- ② PEP (Political and Economic Planning) (1966), *English Professional*

Football, London: Political and Economic Planning, p. 107.

- ③ 本稿においては、「ガバナンス (governance)」をF A やリーグなど統括組織がその規則によって傘下におさめるクラブ・選手を統制することと定義し、プロ・クラブの「運営 (management)」と区別する。

④ 本稿における「戦後期」は第二次大戦終了後から、一九六〇年代までの時期を指すこととする。

⑤ 世紀転換期の財政規則論争と伝統的なガバナンスについては以下も参照。藤井翔太（二〇〇七）「財政規則論争にみるフットボール界のガバナンス：世紀転換期イングランドにおけるフットボールの社会的意義」『史料』九〇巻四号、五九―九二頁。

⑥ Chas Critcher (1979), "Football since the War", in John Clarke, Chas Critcher and Richard Johnson (eds), *Working Class Culture: Studies in History and Theory*, London: Hutchinson, pp. 167-175.
George Keeton (1979), *The Football Revolution: A Study of the Changing Pattern of Association Football*, Newton Abbot: David and Charles, pp. 143-144.

⑦ Stephen Wagg (1984), *Football World: A Contemporary Social History*, Brighton: The Harvest Press, pp. 101-120.

第一章 フットボール界の経済的構造の変容

一 財政規則とリーグのガバナンス

イングランドのフットボールは一八八〇年代にプロ化された^①。一八八五年にサッカー協会（Football Association、以下FAと略記）がプロ選手の登録を承認し、一八八八年に北中部の一二のクラブによってフットボール・リーグが結成されたことがきっかけとなり、世紀転換期の間に興業スポーツとしての体裁を急速に整えていった。元々リーグはブラックバーン（Blackburn）やプレストン（Preston）など北西部の比較的中規模な都市を本拠地とするクラブによって結成され、その後からリヴァプールやマンチェスター、ロンドンなど大規模都市を本拠地とする富裕なクラブが加入するという経緯を

⑧ Dave Russell (1997), *Football and the English*, Preston: Carnegie Publishing; Martin Polley (1998), *Moving the Goalposts: A History of Sport and Society since 1945*, London and New York: Routledge; Jeffrey Hill (2002), *Sport, Leisure and Culture in Twentieth Century Britain*, Basingstoke: Palgrave; Matthew Taylor (2008), *The Association Game: A History of British Football*, Harlow: Pearson.

⑨ Russell (1997), pp. 149-150.

⑩ John Harding (1991), *For the Good of the Game: The Official History of the Professional Footballers' Association*, London: Robson Books.

⑪ ウエグも政府の動きを分析することが戦後期の争議を理解するために重要な要素であるとは述べているが、史料公開時期の問題もあり、労働省文書の実行については、Wagg (1983), p. 110.

たどった。そのため、財政基盤の格差が戦力の均衡を崩すことがないように、リーグは財政規則を制定した。

財政規則の中核をしめるのは、クラブ側に選手の保有権を認め、選手が他のクラブに移籍する際には選手を獲得する側のクラブによる移籍金の支払いを定めた移籍規則と、選手の給与上限を定めた最大給与規則である。リーグはこの両規則を制定することで、大都市のクラブが財政力を武器に優れた選手を乱獲するのを防ぎ、クラブ間の戦力の均衡を維持しようとした。

これは世紀転換期のプロ・クラブの収入がほぼ入場料収入に依存していたことも関係する。W・ヴァンプリューによれば、一九〇〇年代におけるリーグに加盟するクラブの総収入の九〇〜九五％はチケットの売り上げであった^②。そのため、クラブが運営の安定化を図るためには、スタジアムに足を運ぶ観客数の減少に直結する下部リーグへの降格を絶対に避けなければならなかった。また、クラブ間の財政格差を克服して、リーグ戦における激しい競争を実現することができれば、リーグ全体としての入場料収入の増加に繋がることになる。この課題を克服することが財政規則の最大の目的である。

しかし、財政規則はクラブ運営の安定化を意図する一方で、選手の権利を侵害する規則でもあった。給与上限を一方的に設定され、移籍の自由を奪われた選手は一九〇七年に選手組合 (Association Football Players' and Trainers' Union、以下PUと略記) を結成し、財政規則の撤廃をリーグに対して求めた。そして世紀転換期には、PUとリーグの間で財政規則論争 (一九〇八年〜一九一〇年) が勃発した。

論争においては、給与上限が緩和されるなど選手側の主張も一部認められたが、基本的にはリーグ側の主張が通り、財政規則はその後も存続した^④。リーグ副代表のチャールズ・サトクリフ (Charles Sutcliffe) は「互助の精神 (mutual-help)」の重要性を訴え^⑤、富裕なクラブや選手に統制を強いる一方で、競争を創出することでリーグ全体が繁栄することをより重視し、観客に魅力的な試合を提供することがスポーツであるフットボール界では優先されなければならないという独自の論理を打ち出した^⑥。そしてこの独自のスポーツの論理による財政規則の正当化を行う上でメディアを積極的に活用し、

リーグのガバナンスに対する支持を集めることに成功した。^⑦

世紀転換期には論争とは別に、選手側は財政規則の違法性を裁判所に訴える事例も見られた。しかし、一九一二年のキングビー判決によって、移籍規則の合法性が認められるなど、労働法や企業法の観点からも財政規則の法的な正当性が認められていた。^⑧

こうして、財政規則に基づくリーグのガバナンスは世紀転換期に確立された。戦間期にも給与上限が徐々に緩和されたものの、^⑨根本的な改革が行われることはなかった。それは財政規則の正当性が入場料収入を基盤とするクラブの収益構造によって正当化されるとともに、リーグがメディアという回路を通じてその正当性を積極的にアピールしたからであった。また、世紀転換期の段階では法的にもその合法性が認められることで、財政規則はフットボール界という閉鎖的な界の中で有効に機能したのである。しかし、戦間期から戦後期にかけて、入場料収入以外の収入源の可能性が浮上することで、財政規則を支えた経済的な土台が揺らぐこととなった。

二 新たな収入源の浮上

戦後期においても、入場料収入がクラブにとって最大の収入源であることは変わらなかったが、フットボールくじの発展やラジオ・テレビ放映の開始は、フットボール界の経済構造に小さくない変化をもたらした。

まず、フットボールくじ (football pool) からみていく。フットボールを対象としたギャンブルはリーグが結成された一八八〇年代から存在し、スポーツ紙やブックメーカーは参加票 (coupon) の販売・配布・回収を通じて、リーグ戦の結果を対象とした賭博を主催していた。その後一九二〇年代に少額の掛け金で大金が手に入る可能性があるプール・システムが確立され、^⑩一九三三年の賭博法において信用取引によるくじの販売が認められることが確認されると、フットボールくじの販売はさらに拡大した。それに対してFAやリーグは、主にギャンブルが不正や八百長に繋がることを危惧するとい

う理由で賭博には反対しており、保守系のメディアや議員と連携して規制する方向で動いた^⑪。また、一九三〇年代後半には、無許可でリーグ戦を賭博に利用していたくじの販売業者をリーグが訴える（プール戦争）など、販売業者とリーグは非常に険悪な関係にあった^⑫。

しかし、戦後期に入ると、賭博の財源としての活用が政府によって検討される中で、フットボールくじに対する風向きが大きく変わった。一九五一年に刊行された賭博に関する王立委員会（Royal Commission on Betting, Lotteries and Gaming）の調査書では、フットボールくじの発展を「一九三三年の賭博に関する王立委員会の報告書の刊行以降の『賭博の』発展を考えたときに、最も重要なものの一つである^⑬」と評価されるなど、ギャンブル改革の中でフットボールくじは競馬と並んで重要な位置をしめた^⑭。また、政府によるスポーツ推進政策のための各種調査書の中でも、フットボールくじがスポーツ振興のための財源として重視された^⑮。こうしてフットボールくじが政治的に承認されるようになる中で、リーグも徐々にくじを収入源として活用する方策を模索するようになった。そして一九五九年には、フットボールくじ胴元連盟（Goal Promoters' Association、以下PPT）との交渉を通じて、総売り上げの〇・五%（年間約二五万ポンド）を使用料としてリーグに支払うことと引き替えに、くじの販売を公式に認めるという合意がPPTとの間に達成された^⑯。

フットボールくじと並んで重要なものが、ラジオやテレビを通じた試合中継である。BBC（British Broadcasting Corporation）によつて一九二七年にラジオ、一九三八年にテレビによるフットボール中継が始まった^⑰。しかし、リーグは入場料収入の減少に繋がることを危惧し、特にテレビによる試合中継には反対したため、当初は試合のダイジェストを試合後に放送する形式が中心であった^⑱。実際にリーグ戦の総来場者数は一九五〇／五一年シーズンの三九七〇万人から、一九六四／六五年シーズンの二七六〇万人まで減少しており、リーグはITV（Independent Television）が一九五〇年代に提示したリーグ戦三五試合の生中継に対する四万ポンドの放映権料による契約を一度拒否している^⑲。

しかし、テレビを通じて試合を観戦するファンの数は上昇の一途をたどった。フットボールの試合の生放送は当時最も

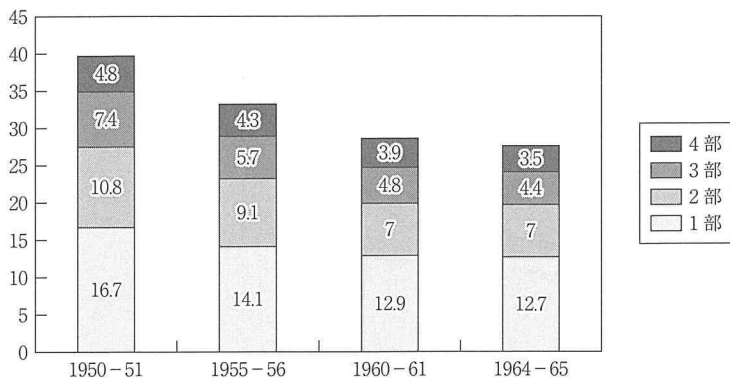


図1 フットボール・リーグの年間観客動員数の推移

単位は百万人。PEP (1966), p. 107 から作成。

人気のあるコンテンツの一つであり、一九五三年のFAカップの決勝戦はテレビを通じて約一千万人によって視聴され、「マシューズ・ファイナル」として国民の記憶に深く刻まれた。²²⁾ こうしたテレビ放送の影響力の増加の前に、リーグは妥協をせざるをえなくなり、一九六四年にBBCとの間に契約（二六試合の生放送に対して放映権料は四万七千ポンド）を結んだ。²³⁾ といえ、六〇年代の段階ではリーグの得ていた放映権料は少額であり、放映権料収入がクラブの財政に本格的な影響を与えるようになるのは七〇年代後半以降まで待たなければならなかった。²⁴⁾

フットボールくじとテレビに代わって、サポーターズ・クラブの成長も、クラブ運営を財政面から支えた。サポーターズ・クラブは元々、アウェイ・ゲームへの遠征費の積み立てなどを行うサポーターの互助組織として発足した。²⁵⁾ しかし、戦争によって破壊された設備の修繕を行う必要が生じると、サポーターズ・クラブからの寄付がクラブにとって重要な資金源となった。また、一九五六年の賭博法によってスタジアム内にゲーム・マシンの設置が許可されると、その運営を行うサポーターズ・クラブの重要性は一気に高まった。一九六〇年代に入ると、全国サポーターズ・クラブ連盟 (National Federation of Football Supporters' Clubs) の総加盟者数は一五〇万人に達し、サポーターズ・クラブの寄付を通じてクラブが得る収入は、一九六四／六五年シーズンの段階でクラブ収入の約一六%に達してい

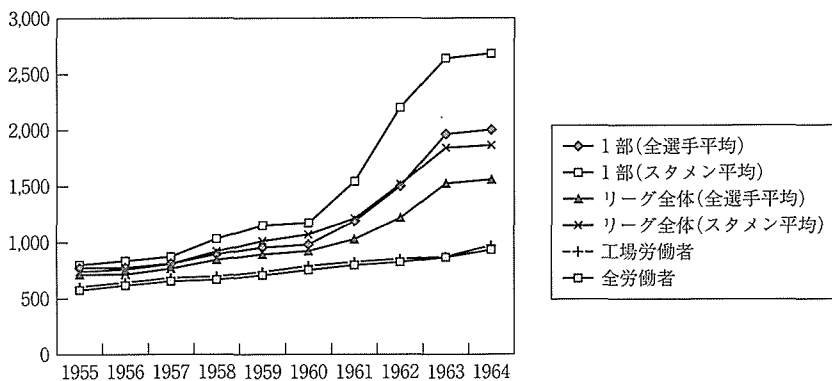


図2 プロ・フットボール選手の平均年俸の推移

単位はポンド。PEP(1966), p. 131; Department of Employment (1971), *British Labour Statistics: Historical Abstract 1886-1968*, London: Her Majesty's Stationery Office, pp. 100-103 より作成。

た。

争議が行われていた五〇年代、六〇年代において、こうした新たな収入源からもたらされる収益規模が全体に占める割合はまだまだ小さかったが、入場者数の減少と併せて考えると無視できない存在であった。また、争議を通じて選手の平均給与は上昇し、クラブの支出を圧迫した。

Political and Economic Planning (政治・経済に関する調査を手がける調査団体。以下 PEP) の調査によれば、一部リーグの場合には給与支出が一九五五/五六年から一九六四/六五年の一〇年間で倍増(八万二千ポンドから一六万九千ポンド)したのに対して、入場料収入もチケット代の値上げによって一五〇%(二四万ポンドから三七万ポンド)増加している。

一方で、二部リーグの場合には給与の二五〇%増(五万六千ポンドから一十二万八千ポンド)に対して、入場料収入は一二〇%増(一四万ポンドから一六万六千ポンド)にとどまっている。したがって、年間四万ポンド近いサポーターズ・クラブからの収益は新たな収入源として重要であり、くじやテレビからあがってくる収益も無視することはできなくなった。こうした状況を考えると、戦後期に新たな収入源が浮上し、伝統的なリーグの収益構造が変容するなかで、財政規則を巡るフットボール争議が勃発したのは必然だったといえる。

また、新たな収入源の出現が重要なのは、単にリーグの収益構造に影響

響を与えたからだけではない。フットボールくじを承認するかどうかはモラルの問題と常に隣り合わせであり、スポーツとしてのプロ・フットボールの健全性を揺さぶりかねない問題であった。また、テレビは新たな収益源となる可能性を秘める一方で、スタジアムから観客を引き離すライバルでもあり、産業としてのプロ・フットボールのあり方を根本から揺さぶる存在であった。つまり、財政規則を争点とした戦後期のフットボール争議は、単なる選手の契約・給与に関する問題に限らず、イングランドのフットボール界のガバナンスのあり方全体を巡る問題だったのである。

- ① 以下の世紀転換期のプロ・フットボール、財政規則の歴史の詳細に関しては以下を参照。藤井（二〇〇七）、六四～六六頁。
- ② 財政規則を採用しなかったスコットランド・リーグに比べて、リーグの方がより多くのクラブが優勝争いに絡んでいる。Wary Vamplew (1988), *Poy up and Play the Game: Professional Sport in Britain, 1875-1914*, Cambridge: Cambridge University Press, 1988, p. 83.
- ③ Vamplew (1988), pp. 124-145.
- ④ 詳細は以下を参照。藤井（二〇〇七）、七一～八一頁。
- ⑤ Charles Sutcliffe (1939), J. Brierley and F. Howarth, *The Story of Football League 1888-1938*, Preston: The Football League, pp. 11-12.
- ⑥ 利益最大化よりも効用最大化を重視する運営方針については以下の研究などを参照。Hill (2002), pp. 24-25.
- ⑦ 藤井（二〇〇七）、八五～九〇頁。
- ⑧ アストン・ヴィラに所属していたローレンス・キンガビー (Lawrence Kingaby) がクラブを追団後、南部リーグのクラブで所風先を探そうとした際に、旧所属クラブのアストン・ヴィラがキンガビーと契約しようとするクラブに対して移籍金の支払いを求めた。それに対してキンガビーは、アストン・ヴィラを追団した自分は移籍規則に基づき移籍金が発生しないと主張し、アストン・ヴィラを相手取って高等裁判所に訴えを起こしていた。移籍規則の合法性を考える上で重要な判例な判例だと考えられている。The Times, 28 March 1912.
- ⑨ 争議に突入した一九四五年の時点で、給与上限は世紀転換期の週給四ポンドから週給八ポンドまで引き上げられた。
- ⑩ Richard Cox, Dave Russell and Wray Vamplew (eds) (2002), *Encyclopedia of British Football*, London: Frank Cass, pp. 149-150.
- ⑪ H. F. Abell (1904), "The Football Fever", *Macmillan's Magazine*, vol.84, pp. 277-278.
- ⑫ Russell (1997), pp. 105-106.
- ⑬ Royal Commission on Betting, Lotteries and Gaming (1951), *The Report of Royal Commission on Betting, Lotteries and Gaming 1949-51*, London: Her Majesty's Stationery Office, p. 31.
- ⑭ Christopher Hill (1988), *Horse Power: The Politics of the Turf*, Manchester: Manchester University Press, p. 17.
- ⑮ 例へば D. D. Moynaux (1962), *Central Government Aid to Sport and Physical Recreation in Countries of Western Europe*.

Birmingham: University of Birmingham, pp. 11-20. Department of Education and Science (1968), *Report of the Committee on Football*, London: Her Majesty's Stationery Office, pp. 127-129.

⑮ Alan Hardaker (1977), *Hardaker of the League*, London: Pelham Books, pp. 70-72.

⑯ 一九三〇年代は一九〇〇試合以上がラジオで中継されている。

Russell (1997), p. 106.

⑰ Polley (1998), pp. 70-71.

⑱ Russell (1997), p. 107.

⑲ PEP (1966), pp. 152-153.

⑳ Taylor (2008), p. 268.

㉑ リーグが中継に反対したのとは対照的に、F Aは貴重な収入源とし

てテレビ中継を活用しており、売り上げがクラブに分配されずF Aの収入となるF Aカップの決勝はテレビマッチの代名詞的存在であった。Russell (1997) p. 139.

㉒ Simon Inglis (1988), *League Football and the Men Who Made It*, London: Willow Books, pp. 198-199.

㉓ 一九七八年にリーグはBBC・ITVとの間に四年で九二〇万ポンドの放映権料契約を結んだ。Taylor (2008), p. 269.

㉔ Taylor (2008), p. 138.

㉕ PEP (1966), p. 137.

㉖ 一部リーグで二割強。二部以下のリーグで二割強。PEP (1966), p. 141.

㉗ 三部以下も二部と同様の状況にあった。PEP (1966), p. 141.

第二章 フットボール争議

一 フットボール争議の経過と争点

戦後期のフットボール争議の発端は第二次大戦中に遡ることができる。一九四四年に、P Uの幹事だったジミー・フェイ (Jimmy Fay) がリーグに対して、週給二ポンドに設定されていた戦時の給与上限の引き上げを求めた。この訴えをきっかけに、フェイと後にP Uの代表に就任するジミー・ガスリー (Jimmy Guthrie) が中心となってP Uの活動が再び活発化した。^①

また、戦間期における海外のプロ・リーグへの選手の移籍の増加もP Uの活動活発化に間接的な影響を与えた。戦間期にはフランスやイタリアのクラブが、さらに戦後期になるとラテンアメリカのクラブが、イングランドのクラブから優秀

な選手を引き抜く事例が増加した。^③ その際、海外のクラブは財政規則の影響を受けなため、高額の契約金と給与を提示することが可能であり、それも選手の間に財政規則に対する不満を増幅させた。^④

大戦が終結するとすぐに、ガスリーとフェイが中心になってPUは活動を本格的に再開し、財政規則の改革による選手の待遇改善を求めてリーグと交渉を行った。PU側はストライキを示唆する一方で、労働省に対して公式に仲裁を求め、労働大臣G・A・アイザック（George Alfred Isaacs）も支援を約束したため、^⑤ リーグとPUの交渉は労働省の仲裁下で労働争議として展開した。争議は何度か中断を挟みながら約二〇年間断続的に続いたが、主に三つの時期に区分することができる。

第一期（一九四五年～一九四七年）に争点となったのは、最大給与規則が定める給与上限（一九四五年時点で週給八ポンド）を緩和すること、および規則の改定について交渉するための恒常的な共同機構を設立することであった。^⑥ PUとリーグの交渉は一九四六年九月に行われたが不調に終わったため、労働省が争議に介入することになった。労働省は四七年二月にトリントン卿を議長とする仲裁廷（National Arbitration Tribunal）を招集した。リーグとPUに聴取を行った仲裁廷は、三月に第九四二号裁定を下し、給与上限の緩和（週給八ポンドから一二ポンドへ）と共同交渉機構の設立をリーグに対して提言した。^⑦

この裁定をうけてリーグは同年の年次総会において給与上限を一二ポンドに引き上げた。その一方で、共同交渉機構の設立に関するリーグとPUの交渉は難航したため、問題は第二期以降に持ち越された。

つづく第二期（一九四八年～一九五二年）においては、まず一九四八年の年末から翌四九年初頭にかけて、共同交渉機構の設立と選手の福利面の充実をテーマに、リーグとPUの間で五度にわたる会合が開かれた。^⑧ 会合において、年金基金や職業訓練の導入に関しては前向きに議論が進められたが、共同交渉機構の設立、およびリーグ請願委員会（選手の移籍・契約・給与関係のトラブルに対応するリーグの機関）への弁護士と同席に関しては、リーグ側が採用に消極的な態度を示した

ため進展がみられなかった。^⑨そのため、PUは再び労働省に争議への介入を求め、労働省もそれに答えて調停のための会谈を行うとリーグに通達した。^⑩

一九四九年三月一四日に行われたリーグ、PU、FA、労働省の四者会談を経て、同年四月二八日にプロ・フットボールのための共同委員会 (Standing Joint Committee、以下SJC) が常設の共同交渉機構として設立された。SJCはFA、リーグ、PUの代表者によって運営されたが、SJCにおいて問題解決が不可能だと判断された場合には、労働大臣の仲裁に委ねるとされ、労働省もお目付けとしてSJCに関与することになった。^⑪

こうして一九四九年五月以降は、SJCにおいてリーグとPUの交渉は進められ、年金基金や職業訓練の導入などに関する議論の進展がみられた。一方で、移籍規則によってクラブに認められた契約終了時の延長オプションの廃止などリーグが頑に反対する項目に関しては、SJCではほとんど成果がえられなかった。^⑫そのためPUはあらかじめ決められた手続に従って、四九年六月に労働省に対して仲裁を請願した。^⑬

一九四九年の段階では、労働省はSJC内での解決を重視し一度は介入を拒んだが、翌一九五〇年九月に再び仲裁の誓願がなされると重い腰を上げ、五一年七月にリーグ・PU・FAの三者を招集し、選手の契約と労働状況に関する調査委員会 (Committee of Investigation into a Difference Regarding the Terms and Conditions of Association Football Players) の発足を決定した。産業裁判所 (Industrial Court) 代表のJ・フォスターを議長とする調査委員会は、クラブの財政や選手の給与・移籍の実態に関する調査を調査団体 (PEP) に委託すると同時に、リーグ・PU・FAを対象とした聴聞会を実施した。調査委員会による聴聞会は、一九五一年一〇月一五日から一二月一〇日にかけて計八回行われた。聴聞会はリーグ、FA、PUが事前に提出した要望書にくわえて、PEPによって作成されたプロ・フットボールに関する調査資料を基に進められた。^⑭特に問題となったのは、福利制度 (年金基金と職業訓練) の導入、財政規則の改定、請願委員会へのPUの代表者 (弁護士) の出席権である。翌一九五二年に発行された委員会の最終報告書において、SJCにおいて既にほぼ合意が

なされていた福利制度の充実が確認された一方で、リーグ側が反対していた残り二つの問題については、委員会として修正を強要しないという結論がくだされた。^⑮ こうして第一期に続いて、PUは限定的な待遇の改善を勝ち取ることでしかなかった。

第二期以降、争議は一九六〇年まで中断したが、その間にPUは一九五四年の労働組合会議（TUC）への加盟、五年の新代表ジミー・ヒル（Jimmy Hill）と新幹事クリフ・ロイド（Cliff Lloyd）の就任、五八年のプロ・フットボール選手協会（Professional Footballers' Association、以下PFAと略記）への改名などを行った。新代表に就任したヒルはTUCとの連携を模索する一方で、PFAへの改名によって、労働組合運動との連携を重視した前代表のガスリー時代に積み上げてきたPUの労働組合としてのイメージを極力表に出さない方針をとった。^⑯

ヒルによる改革を経て、争議が再開された第三期（一九六〇年～一九六四年）においては、交渉はPFAのペースで進められた。一九六〇年後半から一九六一年年初頭にかけて、PFA、リーグ、労働省の三者は交渉を続けたが、メディアを有効に利用するヒルの戦略が有効に働いたこともあり、一九六一年一月一七日の会合において、ついに最大給与規則の全面廃止をリーグに認めさせた。^⑰ 同時に、労働党の庶民院議員であるE・スミスを中立の議長とする新たな共同交渉機構（Joint Negotiation Machinery、以下JNMと略記）の発足も決定した。争議の第一期から一五年、そして世紀転換期の財政規則論争から半世紀の時を経て、PFAはようやく組織としての目的（財政規則の廃止）を達成する大きな成果をえることができた。

また、移籍規則に関しても、一九六三年のイーサム判決が契機となって改革されることになった。イーサム判決において裁判長ウィルバーフォースは、移籍規則の中でも、契約を延長するオプションをクラブ側のみが保有すると定めた保有制度（retain system）が「権能外（ultra vires）」である判断し、リーグに対して規則の改定をするように命じた。^⑱ つまり、世紀転換期のキンガビー判決の時点では司法によって認められていた移籍規則の合法性の根拠が、イーサム判決によって

一部ではあるが崩されたのである。

以上、戦後期のフットボール争議の経過をたどってきた。争議全体を貫く論点は、大きく分けて、①財政規則の改定・廃止、②伝統的なリーグのガバナンスがもつ閉鎖性の打破、の二点にまとめられる。前者に関しては、最大給与規則の廃止、移籍規則の改定によって選手側の待遇が大幅に改善されるという大きな成果をえた。また、後者に関しても、中立の議長をすえた共同交渉機構が発足した。

その一方で、ウェグやテイラーが指摘しているように、イーサム判決後を経ても移籍規則自体は存続し、契約においてクラブ側の優位は保たれた^④。また、JNMの設立によってリーグとPFAの交渉は円滑化した^⑤が、最終的に規則の変更を決定するリーグ運営委員会には、選手側の代表者が出席・投票する権利は認められておらず、リーグの閉鎖的なガバナンスが根本的に改革されたとはいえなかった。特に後者の論点については先行研究では十分に論じられてこなかったが、リーグのガバナンスの変革を考える上では非常に重要な問題であるため、次節で詳細に検討する。

二 争議におけるリーグ・PU・労働省のスタンス

本節では労働省文書を主な史料として利用しながら、争議におけるリーグ、PU(PFA)、労働省の言説の分析を通じて、三者の財政規則、およびリーグのガバナンスに関するスタンスの違いを考察する。

まず、PUのスタンスからみていく。ただし、争議におけるスタンスを考察する前に注意が必要なのは、全てのプロ・フットボール選手がPU(PFA)首脳陣の方針を支援していたわけではなかったことである^⑥。トップ選手の中にも、スタンレー・マシューズ(Stanley Matthews)やナット・ロフトハウス(Nat Lofthouse)のように、PU(PFA)首脳陣のリーグに対する好戦的な態度に積極的には賛同しない「旧世代」の選手達が存在した。

例えば、ロニー・クライトン(Ronney Clayton)は争議がクライマックスを迎えた一九六〇年に出版した自伝の中で、

「ゲームに全てを捧げるという感覚を持つている選手は、サッカー (Soccer) の奴隷 (slave) である。もちろん「通常の意味での奴隷とは」全く別物であるが。」と述べている。^{②⑤} クライントンは「奴隷」という言葉を否定的な意味ではなく、フットボールに身を捧げる選手の誇りを示す言葉として使っており、その献身的な態度こそがフットボール選手に一般の労働者よりも高額な報酬と地位をもたらすと考えていた。^{②⑦}

実際、一九五〇年代にはイングランド代表に選出されるレベルの選手の一部も、生計を立てるために副業を行っていた。^{②⑧} 例えば、ジャッキー・ミルバーン (Jackie Milburn) はクラブの厳しい財政状況に理解を示しつつ、選手は自らの能力を活かしてテレビの出演料などクラブからの給与以外の収入を増やしていくべきであると考えていた。^{②⑨} つまり、こうした「旧世代」の選手達は、伝統的なリーグのガバナンスの枠組みの中で、給与上限の緩和や福利厚生を充実させることを求めたのである。^{③①}

一方でガスリーやヒルら改革派の選手達は、リーグの保守性・閉鎖性を徹底的に批判した。ガスリーとヒルはともに、外部の法的権威（労働省・弁護士）を争議に介入させることで、閉鎖的なリーグのガバナンスを改革しようとした。例えば、第二期の調査委員会において、ガスリーは聴聞会の内容をメディアへ公開すること、および聴聞会への弁護士の同席を求めている。前者に関してはリーグの強い反対もあり実現しなかったが、^{③②} 後者に関してはPUの主張が通り聴聞会への弁護士の同席が認められた。^{③③} また、第三期においてヒルも、JNMの議長に中立の人物（E・スミス）を据えることを主張するとともに、規則の改訂を行うリーグ年次総会にPFA代表者として弁護士が出席することを求めた。^{③④}

争議におけるPU（PFA）の代表を務めた二人はともに、フットボール界の閉鎖的な体質を変革するために外部の権威を頼る点で共通していたといえる。その一方で、労働組合であることに固執したPU時代の代表ガスリーと、PFAへの改名を実行し、選手は労働者ではなく高い技術を有した専門職であるという点を強調したヒルとは、争議における戦略の柔軟性に大きな差があった。

ガスリーはPUの代表者として一九五一年の聴聞会において、同席した弁護士クリストファー・ショウクロス (Christopher Shawcross) とともに、「ポスト・フットボール時代 (post football days)」^③においては、テレビ放映権料やフットボールくじといった新たな収益源を活用することでクラブを取り巻く財政状況を改善すれば、財政規則なしでもクラブは安定的な運営を行えると主張した^④。また、産業構造の改革を伴う規則改革を実行することで、若者達がフットボール選手を魅力的な職業だと認識し、将来のキャリアの選択肢として認識するようになることが重要だと主張した。その一方で、ソビエト連邦など共産圏でしか見られないような奉仕義務を選手 (「農奴」^⑤) と表現) に課すリーグの保守的な運営方針の危険性を訴えた^⑥。

そうしたフットボール界の構造改革を実行するための手段として、ガスリーは労働法の観点から財政規則の違法性を訴える戦略をとった。労働省のフットボール争議への介入、およびPUのTUCへの加盟を実現したガスリーは、世紀転換期から続くPUの基本戦略を引き継ぎつつ、最大給与の緩和や福利制度の充実などの成果を勝ちとった。しかし、「PU『労働組合』という古典的な枠組みから脱却できなかったガスリーは、財政規則の廃止や実行力を伴う共同交渉機構の設立といったPUにとって最も重要な目標を達成することはできなかった。そのため、PUの内部でも徐々にガスリーの労働組合路線への不満が高まり、最終的には代表を辞任せざるをえない状況に追い込まれた」^⑦。

一方でガスリーの後を継いだヒルも、選手は財政規則という不公正な規則によって不正に権利を制約されており、最大給与規則を廃止し能力主義 (meritocracy) を導入することが選手の地位改善には絶対に必要だと主張した点ではガスリーと共通している^⑧。例えば、ヒルの方針に賛同していたトム・フィニー (Tom Finney) は一九六〇年に出版した自伝の中で、「イングランドのフットボールの未来は、高いスキルを持った若者をゲームの世界に惹きつけようとする我々の努力に全面的にかかっている」^⑨と述べ、財政規則の廃止によってフットボール選手の職業としての魅力を高めることが不可欠だと訴えている。

しかし、ガスリーら争議の第一・二期に活躍した改革派が労働組合運動の枠組みから完全に脱却できなかったのに対して、ヒルやフィニーら争議の第三期に中心となった選手達は、より多様な回路を利用した。PU時代の代表ガスリーが、労働法の観点から財政規則が違法である点を強調していたのに対して、PFA時代の代表ヒルは労働省やTUCを目的達成のための手段の一つにすぎないとした。むしろ、ヒルはメディアや政治家へ積極的に接近することで、フットボール選手に対する社会的イメージを変えることを優先した。つまりヒルの戦略は、労働法に照らし合わせて財政規則が違法であることを直接指摘することより、財政規則の正当性を支えるフットボール界の産業構造自体が、改革されるべき時代遅れの産物であることを浮き彫りにしようとしたのである。^⑭

こうしたガスリーとヒルの違いは、争議のおかれた社会的文脈の変化を反映している。ガスリー時代(第一期・第二期)には労働省の介入を含めて労働争議として展開したのに対して、ヒル時代(第三期)には新聞やテレビ、さらには議会を含めたより広いアリーナにおいてリーグのガバナンスが問題とされるようになった。ガスリーのように労働争議の形で真正面から財政規則の違法性を訴えるのではなく、財政規則に対する幅広い社会的な批判を喚起することで、リーグがガバナンスの改革を行わざるをえない状況を作り出すというヒルの戦略が有効に機能したこと自体が、プロ・フットボールに対する社会的な関心の高まりを表していたといえる。

そして社会的文脈の変化は、プロ・フットボール選手の社会的な位置付けが変化したことも表している。ヒルは、選手が労働者として労働法に基づく権利を獲得することにくわえて、高い技術に有し、数百万、数千万人の国民に娯楽を提供する専門職(Profession)にふさわしい待遇が与えられることを重視した。^⑮社会的イメージの向上を図るヒルたちの努力の結果、争議が終結した一九六〇年代以降、ボビー・チャールトンやジョージ・ベストといった破格の給与と驚異的な人気を誇るまさしく国民的スターが出現するようになった。

選手側の主張に対して、リーグ側は争議を通じて保守的なスタンスを崩さなかった。PU(PFA)の中核をなす改革

派の選手達は、財政規則の廃止によってプロ・フットボール選手がより魅力的な職業となることができると主張したが、リーグ側はこれに真っ向から反発した。例えば、聴聞会においてリーグ代表のアーサー・ドルリー (Arthur Drewry)^⑤は、選手が時代錯誤な隷属状態にあるとするシヨウクロスの見解に対して、財政規則はフットボール界という特殊な環境における最適なガバナンスを実現するための規則であり、むしろ選手は「この国のどの労働者よりも快適な労働環境を享受している」ことを認識すべきだと論じた。^⑦

また、産業構造の改革によって財政規則の撤廃が可能になるという見解に対しても、リーグ側は賛同を示さなかった。リーグの運営委員の中にはテレビの存在は入場者数の減少に繋がり、最終的にはクラブの収益維持のために入場料の値上げがなされ、安価な娯楽としてのフットボールの地位が脅かされると考える委員も多かった。さらに、リーグ幹事のアラソン・ハーダカー (Alan Hardaker) が訴えたように、メディアやブックメーカーとのスポンサー契約によってプロ・フットボールというスポーツが過度に商業化することを危惧する運営委員も多かった。^⑧ また、前章でも論じた様に、フットボールくじの財源としての活用に関しては、主にモラル面でスポーツとギャンブルが結びつくことに対する嫌悪感が強かった。ドルリーら運営委員は、「ゲームを守る安全弁」^⑨であり、廃止にはメリットよりデメリットの方が大きいと考えていた。

そして、リーグのガバナンスを閉鎖的だと批判するPU (PFA) の主張に対しては、リーグはフットボール界を支えるために必要な自治を行っているとして反発した。もし、弁護士を選手の代理として請願委員会に出席させることを認めてしまえば、フットボール界という特殊な世界のガバナンスの原則が破壊されてしまい、結果的に選手の待遇は悪化してしまうだろうと反論している。^⑩ またドルリーは、「リーグは配当金の分配は行わないが、有限会社であり、それゆえにリーグ戦に関しては自らの判断でガバナンスを行う」^⑪と主張し、労働省の介入に対しても不快感を表明していた。この他にも、JNMの設立に際して、中立の議長の人選には反対する態度を示すなど、外部の法的・政治的権力の影響を排除したいと

考える点でリーグ側の主張は首尾一貫していた。

さらに遡れば、世紀転換期の財政規則論争においても、サトクリフがスポーツの論理を押し出すことで財政規則の正当性を訴えていたように、戦後の争議においてもリーグ側の主張は大枠では変わっていないといえる。⁵³ただ、世紀転換期と大きく異なるのは、争議においては聴聞会の非公開を譲らなかつたように、メディアを通じて自らの論理をファンに向けてアピールしなかつた点にある。世紀転換期においてはメディアを活用し、自らの主張を正当化したのはPU側ではなくリーグ側であつたが、戦後期においてはその構図が逆転した。⁵⁴

最終的にリーグ側は最大給与規則の撤廃を受け入れるとともに、新たな収入源を確保するためにテレビ局やブックメーカーとの間に契約を結んだ。しかし、SJCやJNMなど共同交渉機構に対する消極的な態度からも明らかのように、年次総会と請願委員会を中心とする閉鎖的なガバナンスのあり方が大きく変わることはなかつたといえる。

真つ向からぶつかり合う両者の主張をうけて、労働省もまた独自のスタンスで争議に臨んでいた。例えば、争議の第一期における仲裁廷の第九四二号裁定の中には、「プロ・フットボール選手は数多くの利点、他の職種よりも高い生活水準を享受しており、その水準はクラブの財政事情が許容する範囲内で上限の水準にある」⁵⁵の一文が含まれている。この一文からは、労働省がクラブの財政事情に応じて給与上限を設定することは認められると判断していたことがわかる。もちろん、一九五二年に公表された調査委員会による最終報告書の中で、テレビやフットボールくじなど新たな収入源の活用を通じて「古典的な体制 (archaic system)」の改革が検討されるべきであるとの見解が示されているように、労働省も財政規則に基づく伝統的なリーグのガバナンスの限界を認識していた。しかし、聴聞会において調査委員会のメンバーであるH・サトクリフが選手側の主張する能力主義に基づく給与上限の撤廃に理解を示しつつも、⁵⁶PUによる性急な改革要求はプロ・フットボールのスポーツとしての側面を破壊することにも繋がるとの意見を述べるなど、⁵⁷あくまで仲裁役としてリーグに改革を強制することはなかつた。

こうした労働省のスタンスは、争議の第一期から第三期において一貫して共同交渉機構の設立を後押しし、リーグとPU(PFA)の交渉の円滑化を図ることを重視していた点に最も明確に表れている。例えば、SJCの設立が難航し、PUが労働省にリーグに対する強権の発動を求めた際にも、労働省は交渉進展のための協力はするが、リーグに対して裁定の強制をすることはないと返答している^④。また、SJC設立後にリーグとPU間で議論が難航し、PUが労働省に介入を求めた際にも、労働大臣アイザックは労働法に基づく改革を求めるPUの主張と、スポーツの論理に基づき「安全弁」としての財政規則の維持を求めるリーグの考え方の双方に理解を示した上で、当事者間の「相互合意 (Mutual agreement)」を重視し、労働省が強制力を伴い争議に介入することを一度は否定している^⑤。こうした労働省のスタンスが調査委員会の最終報告書に記された、リーグとPUの「相互関係 (mutuality)」を重視し、財政規則はPUが求める労働省 (調査委員会) の強制によってではなく、リーグとPUの間の合意に基づいて修正されることで、クラブ間の競争を維持しつつ、選手の待遇改善に繋がるとの見解に繋がっていった^⑥。

ただし、中立の裁定者としての労働省のスタンスはリーグ側に有利に働いただけではない。例えば調査委員会の最終報告書において、リーグ請願委員会への弁護士同席を認めるようリーグ側に提言するなど^⑦、リーグのガバナンスの改革が必要と考える点ではPUの主張に同意する面もあった。特に争議の第三期においてその傾向が顕著になり、最大給与規則の完全撤廃が決まった一九六一年一月一七日の会合後に、労働省は新たな共同交渉機構であるJNMには (SJCで実現しなかった) 中立の議長を据えること、またPFAの代表者がリーグ運営委員会に出席する権利を認めることなど、PU側の要求を飲むようにリーグに対して進言している^⑧。

しかし、それでも労働省は合意事項の執行をリーグに対して強制することを避けた。一九六一年六月には、庶民院において労働党のD・ホーウェル (Denis Howell) が労働大臣J・ハレ (John Hare) に対して、「JNMの設立が遅れていることに関して労働省がどのような見解を持っているのか」という質問をしている^⑨。それに対してハレは、「私は、彼ら

（リーグとPFA）が可能な限り速やかに、独立した議長の下で共同交渉機構（JNM）を設立し、見解の相違を議論し、解決することを望みます。機構の設立に際しては可能な限りの支援を行うでしょう」と答えると同時に、「当事者の合意の下でのみ労働省の仲裁は成功する」と述べており、プロ・フットボールのような「若い」産業においては、労使間の交渉機構の設立を補助することが労働省に求められる役割であると強調している^⑧。

以上、争議における労働省のスタンスをまとめると、財政規則に基づくリーグのガバナンスの正当性に関しては、徐々にリーグ寄りからPU（PFA）寄りに考え方がシフトしているといえる。その一方で、労働省は争議の全期間を通じて労使間の交渉の円滑化を補助する中立の仲裁者としての立ち位置を崩すことはなく、当事者間の合意に基づくフットボール界内部での問題解決を重視した。こうした労働省のスタンスは、争議後もリーグの伝統的なガバナンスの中核部分（移籍規則の残存と意志決定のプロセスにおける閉鎖性）が維持されることを間接的に後押ししたといえるだろう。

本章の議論をまとめる。争議を通じて最大給与規則が廃止され、移籍規則も一部改訂されたことから、財政規則の改革という点ではPU（PFA）側が大きな前進をえたが、リーグ運営委員会を中心とする伝統的なガバナンスの原則は維持された。しかし、争議を通じて選手は自らの待遇と社会的イメージを向上させるとともに、メディアや労働党の議員のサポートをうけながら、フットボール界の産業構造とガバナンスの不自然さを浮かび上がらせることには成功した。つまり、PU（PFA）側の視点にたてば、戦後期のフットボール争議は財政規則による契約や給与といった財政規則に関わる問題を労働法や労働組合運動の文脈から切り離し、フットボール界外部の多様な回路と結びつけた点に最大の意義があると考えらるべきだろう。

また、争議において労働省は中立の仲裁者として改革を強制することはなかったが、政府の中で労働省のみがリーグのガバナンスに影響を与えたわけではなかった。むしろ一九五〇年代後半以降には、教育省を中心にスポーツ推進政策が推

し進められるなかで、政府はプロ・フットボールに対する働きかけを強めていった。

そこで本章では、争議の時期におけるPU(PFA)のメディア戦略とそれをうけたメディアの報道の傾向、および政府のスポーツ推進政策におけるプロ・フットボールの位置付けの変化について分析することで、プロ・フットボールの置かれた社会的文脈の変化について考察する。

- ① Harding (1991), pp. 209-211.
- ② 戦争中には軍隊において臨時に編成されたチームにおいて、クラブの枠を超えた選手間の交流が活発に行われたこととプロの再活発化に影響を与えた。例えば以下を参照。Tommy Lawton (1948), *Football Is My Business*. London: Sporting Handbooks. Nick Varley (1997), *Golden Boy: A Biography of Wilf Mannion*. London: Aurum Press.
- ③ Harding (2003), pp. 31-36.
- ④ ただし、契約・給与面以外での待遇が必ずしもイングランドよりも優れているわけではなく、例えば「スタンレー・ファイナル」の立役者となったスタンレー・マッシュューズは、海外のクラブは「フットボールの理想郷ではない」と述べて、ロンドニアのクラブからの高待遇のオファーを断っている。Stanley Matthews (1955), *Feet First Again*. London: Transworld Publishing, p. 134.
- ⑤ "Association Football, Dispute about Wages", 30 August 1946, *LAB 10/575*.
- ⑥ "Wage Dispute", 11 September 1946, *LAB 10/575*.
- ⑦ "National Arbitration Tribunal Award No.942", 22 March 1947, *LAB 10/575*.
- ⑧ "Report of the Joint Committee", 13 December 1948, *LAB 10/27*.
- ⑨ "Association Football: Report of a Committee of Investigation into a Difference regarding the Terms and Conditions of Association Football Players", London: Her Majesty's Stationery Office 1952, *LAB 10/1074*.
- ⑩ "Letter from the PU to the Ministry", 24 Feb 1949, *LAB 10/27*.
- ⑪ "Letter from the Ministry to the League", 25 Feb 1949, *LAB 10/27*.
- ⑫ SCFは八名の委員（FAとリーグから各三名、PUから四名の代表者）から構成され、最低でも三ヶ月に一度、各組織から順番に選出された議長の下で会議が開催された。"Constitution of Standing Joint Committee for Professional Association Football", 28 April 1949, *LAB 10/27*.
- ⑬ 議決に関しては「相互同意」の原則に基づく代表者の投票に委ねられたが、争議の争点となった財政規則や福利問題に関しては、リーグとPUの代表者のみが投票権を持つこととし、その際にはFAの代表者のかわりにリーグ側が追加の代表者をたてることになっていた。多数決で規則の改定が議決されなかった。"Report of SJC", 21 September 1949, *LAB 10/27*.
- ⑭ "Report of SJC", 21 September 1949, *LAB 10/27*.
- ⑮ "Letter from the PU to the Ministry", 3 June 1949, *LAB 10/27*.
- ⑯ "Letter from the Ministry to the PU", 7 June 1949, *LAB 10/27*.
- ⑰ 他には、数多くの労働争議の仲裁に関わったG・H・サベージ(G. H. Savage)など労働争議の専門家(三名)と、元イングリ

- ド・クリケット代表のH・サートリフ (Herbert Sutcliffe) など著名なアマチュア・スポーツ選手 (11名) をついで書記として労働省の役人一名 (E. S. C. Sams) をつねえた6人から構成された。"Report of Conciliation Act, 1896", August 1961, *LAB 10/1073*.
- ⑧ "Minutes of the Hearing of the Investigation Committee", *LAB 3/993*.
- ⑨ "Report of a Committee of Investigation", *LAB 10/1074*, p. 11.
- ⑩ Harding (1991), pp. 274-275; Taylor (2008), pp. 231-232.
- ⑪ 交戦終了後、ソルの会見が即座に中止になり生中継された。Jimmy Hill (1961), *Striking for Soccer*, London: Peter Davis, pp. 72-73.
- ⑫ 移籍問題をめぐってジョージ・ハーサド (George Eastham) が旧所属クラブのニューカスル・U (Newcastle United) を相手に1916-1917年に起こした訴訟。一度クラブを退団した選手にも移籍金が発生するかどうかが焦点になっており、世紀転換期のキンガビー裁判と同じ問題を扱っている。
- ⑬ The High Court of Justice, Chancery Division, "The Eastham Case: Eastham vs Newcastle United FC and Others", 4 July 1963, *LAB 10/2466*.
- ⑭ しかし、判決後も移籍金の支払いを定めた移籍規則自体は存続しており、また保有制度に關しても、高額の給与を提示するといった契約延長をするといったことができるクラブ側に認める条項が付け加えられるといったクラブ側の優位も保たれており、多くの研究者はハーサド判決を受けて選手が完全な移籍の自由を獲得したわけではなかったと論じている。Russell (1997), pp. 150-151; Taylor (2008), p. 234; Wagg (1984), p. 120.
- ⑮ Critcher (1979), p. 164.
- ⑯ Ronnie Clayton (1960), *A Slave - to Soccer*, London: Stanley Paul, p. 25.
- ⑰ Clayton (1960), p. 26.
- ⑱ Jackie Milburn (1957), *Golden Goals*, London: Stanley Paul, p. 72.
- ⑲ Clayton (1960), p. 27; Milburn (1957), p. 73.
- ⑳ Nat Lofthouse (1954), *Goals Galore*, London: Stanley Paul, p. 46.
- ㉑ "Letter from the League to the Investigation Committee", 24 August 1961, *LAB 10/1073*.
- ㉒ "Letter from the Ministry to J. Foster", 18 September 1961, *LAB 10/1073*; "Letter from the Ministry to the F.A. the League and the PU", 6 September 1961, *LAB 10/1073*.
- ㉓ "Note of the Meeting", 18 January 1961, *LAB 10/1606*.
- ㉔ Jimmy Guthrie (with Caldwell D.) (1976), *Soccer Rebel: The Evolution of the Professional Footballer*, Newton Abbot: Readers Union, p. 70.
- ㉕ Hill (1961), pp. 20-21.
- ㉖ "Minutes of the Hearing of the Investigation Committee", 15 October 1961, *LAB 3/993*, p. 28.
- ㉗ "Minutes of the Hearing of the Investigation Committee", 15 October 1961, *LAB 3/993*, pp. 19-20.
- ㉘ "Minutes of the Hearing of the Investigation Committee", 16 October 1961, *LAB 3/993*, p. 68.
- ㉙ Guthrie (1976), pp. 64-67.
- ㉚ Hill (1961), pp. 49-51.
- ㉛ Tom Finney (1960), *Finney on Football*, London: Sportsmans Book Club, p. 141.
- ㉜ "The Report of Professional Footballers' Association", June 1960, *LAB 10/1606*. ただしレポートを重視する議論は、スポーツキジ区から

るマシニューズらPFA内部の「旧世代」の選挙連の批判に対抗するた
ちでもあった。Hill (1961), pp. 28-29.

⁹⁴ Hill (1961), pp. 36-40.

¹⁴⁴ 特にジョーシ・ベストは、北アイルランドで国葬が行われるなど、
まさしく国を代表するスターであったといえる。

¹⁴⁵ ドルリーは一九五五年から一九六一年にかけてPFAの会長も兼
任している。

¹⁴⁶ "Minutes of the Hearing of the Investigation Committee", 1
November 1951, LAB 10/1074, p. 46.

¹⁴⁷ "Minutes of the Hearing of the Investigation Committee", 2
November 1951, LAB 10/1074, p. 59.

¹⁴⁸ 実際にチケット代は争議の時期に大きく上昇しており、一九五〇年
代より入場者数が大きく減少しているにもかかわらず（一九五〇／五
一年の三九七〇万人から一九六四／六五年の二七六〇万人）、入場料
収入は増加しており（一九五〇／五一年の三七九万ポンドから一九六
四／六五年シーズンの五八五万ポンド）、また一部リーグの場合には
入場料収入がクラブの収益に占める割合はほとんど変化していなかっ
た。PEP (1966), p. 141.

¹⁴⁹ Taylor (2008), p. 267.

¹⁵⁰ "Letter from the Ministry to J. P. W. Mallieu", 12 August 1950,
LAB 10/27.

¹⁵¹ "Minutes of the Hearing of the Investigation Committee", 2

November 1951, LAB 10/1074, p. 54.

¹⁵² "Letter from the League to the Ministry", 13 October 1946, LAB
10/575.

¹⁵³ 藤井（二〇〇七）、七四～八二頁。

¹⁵⁴ 藤井（二〇〇七）、八九頁。

¹⁵⁵ "National Arbitration Tribunal Award No.942", LAB 10/575.

¹⁵⁶ "Minutes of the Hearing of the Investigation Committee", 10
December 1951, LAB 10/1074, p. 36.

¹⁵⁷ "Minutes of the Hearing of the Investigation Committee", 10
December 1951, LAB 10/1074, p. 17.

¹⁵⁸ "Letter from the Ministry to Smith", 20 May 1948, LAB 10/575.

¹⁵⁹ "Letter from the Ministry to J. P. W. Mallieu", 12 August 1950,
LAB 10/27.

¹⁶⁰ "Report of a Committee of Investigation", LAB 10/1074, p. 10.

¹⁶¹ "Report of a Committee of Investigation", LAB 10/1074, p. 11.

¹⁶² 一九五一年以降は政権が労働党から保守党に政権が移ったことが関
係している。政治の影響については詳しくは第三章参照。

¹⁶³ "Minutes of the Joint Meeting", 16 March 1961, LAB 10/1606.

¹⁶⁴ "Question from Howell to the Ministry", 12 June 1961, LAB
10/1066.

¹⁶⁵ "Oral Answers at the House of Commons", 17 Apr 1961, LAB
10/1606.

第三章 プロ・フットボールの社会的文脈

一 フットボール争議とメディア

フットボール争議においてメディアが果たした役割は非常に大きい。試合とは違い、争議における交渉は観客による観戦が可能なものではなく、ファンは新聞やテレビの報道を通じて間接的にしか知ることができなかった。一方で、メディアによる争議の報道には、交渉の様子を伝えるだけでなく、特にオフ・シーズンにおいては、試合とは別の娯楽の人々に提供するという意味合いも含まれる。この両方の意味で、メディアがいかに論争を報道したのか、また、争議の当事者であるリーグやPU(PFA)がいかにメディアを利用したのか考察することは重要である。

争議におけるメディアの報道について分析する前に、戦後期のフットボール界をとりまくメディアの状況について簡単にまとめる。世紀転換期の財政規則論争時と比べると、①一般紙のスポーツ報道が増加したのに対してスポーツ専門紙が衰退していた、②選手の自伝などフットボールに関わる書籍の出版が盛んになった、③テレビが本格的に普及した、という三点が特に重要である。つまり、戦後期にはスポーツを取り扱うメディアが多様化するとともに、選手が自らの考え方をファンに伝える手段が確立されていたといえる。

まず、一点目のスポーツ専門紙の衰退について考察する。財政規則論争が行われた世紀転換期はニュー・ジャーナリズムの時代であり、一年もたない短命のものから数十年続く長命のものまで含めて、百を超えるスポーツ専門紙が刊行され、プロ・スポーツ産業を支えていた。^①なかでも、北部を中心に約二〇万部の売り上げを誇った『アスレティック・ニューズ』紙(*The Athletic News and Cyclists' Journal*)は、世紀転換期の財政規則論争において交渉の経過を逐一報道するだけでなく、リーグやFAの関係者のコラムや選手へのインタビューを掲載することで、論争のアーリーナとして機能していた。^②

しかし、世紀転換期におけるスポーツ・メディアの主役であったスポーツ専門紙は、戦間期に入ると廃刊や統合が相次ぎ、その勢いを失っていった。^③ そのかわりに、一般紙のスポーツ報道はより盛んになり、戦後期の争議の報道における主役の位置を占めることになった。特に、財政規則論争の直後（一九二二年）に創刊された労働党系の『デイリー・ヘラルド』紙（Daily Herald）は、P.U.・P.F.A.寄りの論調を基本としつつ争議の経過や海外の反応等を盛んに報道しており、戦後期の争議に大きな影響を与えた。

二点目の選手の自伝に関しては、争議が行われた一九四五年～六三年がまさに出版ブームの時期にあたる。戦前には著名なアマチュア選手の自伝が数点出版されていたただだったのに対して、一九五〇年代には四〇点、六〇年代には六六点のプロ・フットボール選手の自伝が出版されている。^④ 戦後期の自伝について研究したウールリッジも述べているように、自伝の内容も時期とともに変化しており、初期には戦争時のプレー体験など自分の経験を生々しく「告白する（confessional）」形式が中心であったが、一九五〇年代以降にはプロ・フットボール選手が戦争時に果たした貢献や、選手間で継承されるプロとしての誇り、さらにはプレーする動機としての給料の重要性を説くものなど、プロ・フットボール選手の地位を確立するために選手の現状をフットボール界の外部の人々に「説明する」という形式が増えてきた。^⑥ その代表例が、P.F.A.の活動を正当化する自伝を一九六一年に出版したヒルである。^⑦

最後にテレビの躍進があげられる。例えば、最大給与規則の撤廃で合意が達成された一九六一年一月一八日の会議終了後に、第一報を報じたのはテレビ局の生中継であった。^⑧ また、ヒルら選手達はニュース・ショーなど様々な番組に出演し、テレビを通じて争議における選手側の正当性をダイレクトに視聴者に伝えようとした。言葉だけでなく、容姿や立ち振る舞いを伝えるテレビというメディア上で、スーツを着こなし、知的に受け答えをすることは、プロ・フットボール選手の理知的なイメージを広める上で重要な戦略であったとヒルも自伝で述べている。^⑨

こうしたメディアの状況は、基本的にはリーグ側より選手側に有利に働いた。世紀転換期の財政規則論争においては、

自らの主張を能動的に伝える手段をほとんど持っていなかったために、労働組合運動へと接近していかざるをえなかったのとは対照的に、戦後期、特に一九五〇年代後半以降には、選手達はこうした多様なメディアを利用して自らのイメージを向上させ、争議を有利に進めた。

その一方で、リーグ側はメディアとの間に親密な関係を築くことに失敗していた。世紀転換期の財政規則論争において、『タイムズ』紙（*The Times*）など結び付きの弱い一般紙上においてはリーグの閉鎖性は批判の対象となることもあったが、^⑩人的繋がりの強い『アスレティック・ニュース』など、主にスポーツ専門紙を通じてリーグは積極的に情報を発信し、世論のコントロールを行っており、それが財政規則に基づく伝統的なリーグのガバナンスの正当化に繋がった。^⑪それに対して戦後期には、基本的にリーグの運営委員たちはメディア上での発言を控え、また聴聞会のメディアへの公開を拒んだように、密室で交渉を進める方針をとった。^⑫これは、テレビを入場料収入に基づく伝統的な収益構造を破壊する存在として敵対視していたことも関係しているだろう。いずれにせよ、世紀転換期とは逆に戦後期の争議においては、リーグは自らの主張を伝える回路としてメディアを活用できなかった。

こうしたメディアに対するPU（PFA）とリーグの対照的なスタンスをふまえた上で、メディアによる報道をまとめる。論争の前半（第一期から第二期）には、一部リーグ側の主張を擁護する記事も見られたが、^⑬最大給与規則の廃止など「古典的なシステム」を改革することで、^⑭選手側により多くの給与が支払われるべきであるという論調の方が目立った。^⑮ただし、どちらを擁護するかに関係なく、ほとんどの報道に共通しているのは、労働組合運動の文脈上で記事が書かれていることである。例えば、『タイムズ』が「フットボール選手の労働条件が二〇世紀中旬というよりも一九世紀中旬のそれに近いと思うだろう」という一文を掲載するなど、フットボール産業における労働者であるプロ・フットボール選手の労働条件がいかに他の産業と比べて時代遅れであるか（もしくは特殊な産業ゆえにそれも正当化される）ということが強調されていた。また、フットボールは一般的な産業とは違い、聴聞会を公開することで、ファンに対して説明する義務がある

と論じられている点も重要である。¹⁸⁾

論争の後半（PFAへの改名から第三期）に入ると、少し傾向に変化がみられるようになる。PFA側を擁護する論調が多い点には変わらないが、労働組合運動とは異なる新たな文脈からリーグのガバナンスを批判する記事が増えてくる。それが、海外のプロ・フットボールとの比較である。特に『デイリー・ヘラルド』は海外の新聞の引用や、海外リーグに所属する選手へのインタビューを通じて、イングランドのフットボール界がいかに世界から取り残されているかを強調した。¹⁹⁾ その上で、「選手は未だに凡庸さに支配されたままであり、富によって変質したラテン世界とはかけ離れている。そこでは単にフットボール選手としてだけでなく、アーティストと扱われているのである」と書いた『タイムズ』に代表されるように、フットボール選手を労働者から「映画スターや政府と大臣と同様の公的な人物 (Public figure)」²⁰⁾として扱うべきであるとの論調が浮上し、それが財政規則改革の根拠としてメディア上で議論されるようになったのである。

こうした論調の背景には、戦後期に入り、ワールド・カップや、一九五五年から始まったヨーロッパ規模でのクラブ戦（ヨーロッパ・チャンピオン・クラブズ・カップ）など、国の枠を超えたフットボール競争にイングランドも本格的に参入し、惨敗を繰り返す中で高まってきた危機感が存在していた。特に、冷戦構造が明確になった一九五三年一月に、イングランド代表チームがフットボールの聖地ウエンブリー・スタジアムにおいて、「マジック・マジヤール (Magic Magyars)」と呼ばれたハンガリー代表チームに惨敗（三対六）したショックは大きかった。また、ヨーロッパ・チャンピオン・クラブズ・カップを第一回から第五回まで五連覇したスペインのレアル・マドリード (Real Madrid FC) に所属するプスカシユ (Puskas Ferenc) は、国際競争が激化する中でなお、リーグが財政規則を維持していることを揶揄するコメントを残している。²¹⁾ このように、後進国（しかも共産主義体制下や独裁体制下の国家）だと考えられていた国の代表チームやクラブに対する大敗は、フットボールの母国であり、先進国であるイギリス（イングランド）人の誇りを傷つけるには十分であった。さらに、テレビ中継によって代表やクラブの敗退の記憶が国民の間に簡単に共有される環境も整っていたことも、スポー

ツの母国イングランドの失墜を浮き彫りにした。もはやこれ以上の醜態を国際的にさらすことが許されない中で、財政規則はイングランドの遅れの象徴として廃止されるべきであるという論調が形成されたのである。

以上のように、メディアにおいても論争の後半には労働組合運動の文脈を離れ、国際的な競争の文脈が浮上してくることで、選手側の主張を擁護する傾向がさらに強くなった。そして、選手側もこうしたメディアの流れを有効利用したのに対して、リーグは密室主義を貫き、一度選手側に傾いた流れを取り戻すことができなかった。そしてメディアを通じてさらに強調された国際的なスポーツ競争の激化は、政府のスポーツ政策の変化にも影響を与えた。そこで次節では戦後期のイギリス政府のスポーツ政策とプロ・フットボールの関係を検討する。

二 戦後期のイギリス政府のスポーツ政策とプロ・フットボール

テイラーが「イギリスでは」スポーツが政治活動の媒介として機能したとは考えづらい」と述べているように、伝統的にイギリス政府はスポーツ政策に力を入れてこなかった。一部のギャンブル規制などを除けば、世紀転換期の段階ではスポーツはヴォランティアズの領域に属しており、政治とスポーツは切り離されていたといえる。しかし、一九三〇年代以降、ドイツの脅威が徐々に増大し、国民の身体教練を推進することが政策的な課題として浮上した。そして戦後には、施設の整備や指導者の育成などを通じて政府がスポーツ推進政策を積極的にとるようになる。

労働党が政権を担当した時期（一九四五年～一九五一年）の政府のスポーツ政策においては、主に一〇代後半を対象とした国民身体向上が政策的目標の中心に据えられていた。アトリー政権のスポーツ政策は、ナショナル・トレーニング・センターの設立などを通じて、労働者を中心とした国民がスポーツ活動に積極的に参加できるような環境を構築することに焦点が当てられており、プロ・フットボールを初めとするプロ・スポーツよりも、労働者を中心とする参加型のアマチュア・スポーツの推進が重視された。それに対して、一九五一年に保守党が労働党から政権を奪取した後には、プロ・ス

スポーツに対する政府の注目が高まった。特に、娯楽税の廃止やギャンブル税の導入などを通じてスポーツ推進のための財源の確保をするために、プロ・フットボールや競馬の調査をすすめた。

この時期の保守党の政策を象徴しているのが、一九五七年に発足したウォルフenden委員会 (Wolfenden Committee)^{②④}である。一九六〇年に発刊された同委員会の報告書の中では、プロ・スポーツを支援することで国を代表するエリート選手を育成すること、またそのための財源を確保するためにテレビやギャンブルからの収益を利用すること、そしてスポーツ推進政策を容認する公論を創出するためにメディアを有効利用することの重要性が説かれている^{②⑤}。また、一九六二年にウォルフenden報告書を補強する目的で刊行されたバーミンガム大学体育学部^{②⑥}の報告書においても、大陸諸国のスポーツ政策との比較分析を通じて、スポーツ推進のための財源としてフットボールくじ国営化の可能性が検討されている^{②⑦}。

このように、福祉政策の一環としてのスポーツ推進政策が強化される中で、プロ・フットボールも主に財源として注目されるようになった。また、それと同時に国際的競争が激化する中で優秀な選手の育成が求められ、そのためには財政規則に基づくリーグの伝統的なガバナンスも改革の対象とされるようになった。

争議に直接関係する部分では、前章で論じたように、一九四〇年代後半の時点で、E・スミスやJ・マラリウ (J. P. W. Malley) から労働党の庶民院議員がPUと接触し、議会において争議に関する質問を労働大臣に対して行っていた^{②⑧}。その繋がりはPFAへの改名以降も続いており、例えば、スミスは中立の議長としてJNMに参加している。

ただし、議員の個人的な動きは基本的に労働争議の文脈の上で行われたものであり、スポーツ政策と関連した働きかけは一九五〇年代後半、特に争議が終結した直後から本格化する。一九六四年の総選挙に勝利した労働党のウィルソン (Harold Wilson) 内閣は、保守党政権時代のスポーツ推進政策を継承しつつ、スポーツ評議会 (Sport Council) を設立することで政府によるスポーツ推進をさらに進めていった。特に、初代スポーツ担当大臣に就任したD・ホーウェルは財源の確保を進めるとともに、一九六四年に行われた東京オリンピックの成功を例示しつつ、ウィルソン首相にワールド・カッ

プ開催のための予算配分を求めた。その結果、イングランドで開催されたワールド・カップ（一九六六年）において、イングランドは悲願の初優勝を達成し、フットボールの母国としての誇りを取り戻すことに成功した。^⑧

また一九六八年には、教育省が立ち上げた調査委員会によって、フットボールに関する報告書（*Report of the Committee on Football*）が刊行されている。^⑨一九六六年六月に設立された調査委員会は、同年にPEPによって出版された報告書を参照しながら、アマチュアからプロまでイギリスのフットボールに関する網羅的な調査を行った。その目的の一つに、六〇年代前半に法制化が進んだ競馬への課税を参照にしつつ、プロ・フットボールをスポーツ推進政策のための財源として活用することがあげられている。^⑩そして報告書の中では、一般的な労働者の給料の上昇や労働時間の短縮、またテレビや自家用車の普及などによって国民のライフスタイルが変化した一九六〇年代の社会状況に対応できる、リーグのガバナンスのあり方が様々な角度から検討されている。^⑪

具体的な議論としては、アマチュアやユース・レベルでの選手育成に予算が回るように、FAやリーグは財政構造を改革して対応をすべきだと提言されている。^⑫また、フットボールくじから上がる収益に関しても、富裕なトップクラブの間でのみ配分するのではなく、下部リーグに所属する小規模なクラブやアマチュア育成のための予算にも配分されるシステム作りが重要であると述べられている。^⑬その他、フットボールくじへの課税はFAやリーグへの補助金の形で還元することなどが議論されており、全体的にプロ・フットボール産業があげた利益の一部が、フットボールという競技全体の裾野を広げるために使われるようにする仕組みを確立することが重視されている。そのためには移籍規則のさらなる改革を含む、リーグのガバナンス改革が必要であるとされた。スポーツ政策の遅れが国際的な競争での遅れの原因の一つと考えた政府にとって、リーグやFAはもはやヴォランティアな団体として放置することのできない対象となったことを報告書は示していた。

冷戦構造が明確になり、スポーツが国力を誇示する手段として浮上する中で、政府はスポーツ評議会を設立して政策を

強化した。そのなかで、プロ・フットボールは財源として注目されるときに、スポーツの母国として、先進国としての誇りを体现する存在として、政府による改革の対象とされるようになったのである。

- ① Tony Mason (1986), "Sporting News, 1860-1940", in M. Harris and A. Lee (eds.), *The Press and English Society from Seventeenth to Nineteenth Centuries*, Associated University Press: London, pp. 168-187.
- ② 藤井 (二〇〇七) '八五〜八九頁'。
- ③ マスレー・マッソ・ニコルズ編一九三二『スポーツ・ナイン・タロニャ』(Sporting Chronicle) 2頁以下を参照。
- ④ Joyce Woolridge (2008), "These Sporting Lives: Football Autobiographies 1945-1980", *Sport in History*, 28-4, p. 624.
- ⑤ Woolridge (2008), pp. 628-629.
- ⑥ なお、自伝の中にはカーメン・タイターを採用した本も存在しているが、ウォーリッジによれば、読者は自伝から選手の間接的意味を見いだそうとする傾向が強く、カーメン・タイターであったかどうかはそれほど問題ではないという。²⁰ Woolridge (2008), pp. 625-626.
- ⑦ 代表的な物としては以上の自伝があげられる。Finney (1960): Hill (1961); George Eastham (1966). *Determined to Win*, London: The Sportsman Book Club; Guthrie (1976).
- ⑧ Hill (1961), p. 72.
- ⑨ Hill (1961), pp. 65-66.
- ⑩ 藤井 'The Times, 27 August 1909'.
- ⑪ 当時リーンの会長を務めたジョン・ベンターレー (John Bentley) が同紙の編集長を務め、また、副会長のチャールズ・サークリフがコラムを担当するなどリーグとは非常に親密な関係にあった。藤井 (二〇〇七) '八五〜八七頁'。
- ⑫ 藤井 (二〇〇七) '八九頁'。
- ⑬ Hardaker (1977), p. 81.
- ⑭ "Security for Footballers", *The Times*, 14 March 1949.
- ⑮ "Players' Contracts in the League: Grievances of the Professional", *Manchester Guardian*, 25 October 1948.
- ⑯ 藤井 'Strike is Off: More Pay for Players', *Daily Herald*, 13 November 1945. "New Demands to League: Soccer Pay Scale", *Daily Mail*, 20 August 1946.
- ⑰ "Players' Are Workers too", *The Times*, 15 August 1954.
- ⑱ "Soccer Inquiry Must Be Public: Chairman Can Decide", *Daily Herald*, 10 August 1951.
- ⑲ *Daily Herald*, 15 December 1960.
- ⑳ "Football Memories Survive in Changing Times", *The Times*, 11 November 1960.
- ㉑ "Interview with Ferenc Puskas, Real Madrid FC", *Daily Herald*, 20 October 1960.
- ㉒ "Interview with Ferenc Puskas, Real Madrid FC", *Daily Herald*, 20 October 1960.
- ㉓ Matthew Taylor (2007), "Politics and the People's Game: Football and Political Culture in Twentieth Century Britain", *idrottsforum*, 17 January 2007, <http://idrottsforum.org/articles/taylor/taylor070117.html> [accessed on 13 June 2013].
- ㉔ 身体娯楽に関する中央評議会 (Central Council of Physical Recreation, C.C.P.R.) の理事やメンバー経験のある教育者や

中心になって一九五七年に発足した王立委員会²⁵。目的はFAやオリンピック協会などスポーツ統括団体を対象としたヒアリングと資料調査を通じて、イギリスのスポーツ政策の根本的改革に向けた提言を行うことである²⁶。The Wolfenden Committee (1960), *Sport and the Community: The Report of the Wolfenden Committee on Sport*, London: The Central Council of Physical Recreation, pp. 1-10.

²⁵ The Wolfenden Committee (1960), pp. 45-47, 79-80.

²⁶ バージンガム大学の体育学部は教育省やCCPRのブレーンとして一九五〇年代後半以降活動しており、一九六五年にスポーツ評議会が設立され、バーミンガム出身のホーウェルが初代担当大臣に就任した際にも支援を行っていた²⁷。Denis Howell (1990), *Made in Birmingham: The Memoir of Denis Howell*, London: Queen Anne Press, pp. 112-113.

²⁷ Molyneux (1962), pp. 43-48.

²⁸ 例として、"House of Commons: Trade Unionism in Sport", *The Times*, 11 March 1949; "House of Commons: Football League

Dispute", *The Times*, 19 March 1952.

²⁹ 労働党は一九六四年の総選挙時のマニフェストに「スポーツ推進を含むレジャー政策の強化 (Leisure for Living)」約五億ポンドの予算確保を盛り込んだ³⁰。1964 Labour Party Election Manifesto, <http://www.labour-party.org.uk/manifestos/1964/1964-labour-manifesto.shtml> (accessed on 13 June 2013). Howell (1990), pp. 112-113.

³⁰ Howell (1990), p. 143.

³¹ Department of Education and Science (1968), *Report of the Committee on Football*, London: Her Majesty's Stationary Office, PEP (1966).

³² Department of Education and Science (1968), p. 1.

³³ Department of Education and Science (1968), p. 3.

³⁴ Department of Education and Science (1968), pp. 38-40.

³⁵ Department of Education and Science (1968), pp. 123-126.

³⁶ Department of Education and Science (1968), pp. 119-123.

³⁷ Molyneux (1962), p. 42.

おわりに

第二次大戦後、イングランドのフットボール界は大きな変革を体験した。フットボールくじやテレビの隆盛による新たな収入源の出現により、入場料収入に依存する伝統的な財政構造は改革を迫られ、リーグのガバナンスを揺るがすことになった。

そうした土台の上で展開したフットボール争議において、リーグは最大給与規則を撤廃したものの、大枠では伝統的なガバナンスの体制を維持することに成功した。それに対して、選手側はPFA新代表のヒルの下で、徐々に労働争議の文

脈を離れ、メディアや議員など多様な回路を通じてリーグのガバナンスの不自然さを強調するとともに、労働者ではなく専門職としてのフットボール選手の地位向上に向けた大きな前進をえた。そして労働省は当事者間の解決を基本とする外部の仲裁者としてのスタンスを最後まで保つことで、リーグに対してガバナンスの改革を強制することはなかった。

むしろ選手を後押ししたのは、メディアの報道と政府のスポーツ推進政策であった。選手側は新聞やテレビを積極的に活用するとともに、出版ブームを迎えた自伝を通じて自らの主張をファンに伝え、メディア側も海外との比較を通じてフットボール界のガバナンスの遅れを指摘した。また、教育省が中心となってスポーツ推進政策が推し進められるなかで、プロ・フットボールの調査が行われ、争議後もリーグのガバナンス改革が推し進められる土壌を作り出した。

一方で、移籍規則など伝統的なリーグのガバナンスの根幹は争議後も維持されたわけであるが、政府による改革が本格的に進むのは、スタジアム設備の劣化とフリーガン問題に端を発するフットボール関連の事故の多発を受けた一九八〇年代以降のことであった。また一九九五年の欧州司法裁判所によるボスマン裁定は、EUの市民権をもつ選手は外国人枠の影響を受けないだけでなく、クラブと契約の切れた選手には移籍金が発生しないと明言することで、国際的な文脈からイングランドを含めたEU加盟諸国におけるプロ・フットボールのガバナンスを根幹から変革した。

こうして一九八〇年代後半から九〇年代にかけて、イングランドのフットボール界は本当の意味で根本的な改革を体験することになるが、そうした変化の萌芽は戦後期のフットボール争議において既に確認することが可能である。戦後期の争議がイングランドのフットボール史における大きな転換点といえるのは、それは単に財政規則の改革が行われたからというよりも、国際的なスポーツ競争の激化をうけて、メディアや政府といった回路を通じて、プロ・フットボールがおかれた社会的文脈が変化したからである。争議を通じて、メディアによる報道や試合中継が過熱するとともに、リーグは政府によるスポーツ推進政策の中で重要な位置付けを与えられた。もはや、プロ・フットボールはヴォランティアズムの原則に基づいてガバナンスが行われる単なる娯楽産業の枠を超えて、福祉政策としてのスポーツを推進するための財源として、

国際的な競争の舞台において国の誇りを体现する国民的行事として、イングランド社会におよぼす影響をましていった。そして、争議終結直後の一九六六年に、初めてイングランドで開催されたFIFAワールド・カップにおけるイングランド代表チームの初優勝と、一九六八年のヨーロッパチャンピオンズクラブカップにおけるマンチェスター・ユナイテッドのクラブ・レベルでのヨーロッパ制覇という二つの成果は、本稿で論じてきた変化にこれ以上ない形で華をそえることになったといえるだろう。

（大阪大学国際交流オフィス特任研究員）

The Change in Social Context of Professional Football in Post-war England: Focusing on the Football Dispute, 1945-1964

by

FUJII Shota

Professional football had developed into one of the most popular entertainments in post-war England. The number of spectators rose to 40 millions in 1948/1949. In addition, a various kinds of international tournaments, such as the FIFA World Cup or the UEFA European Champions Clubs' Cup, promoted intense competition beyond national boundaries.

On the other hand, such developments put strong pressure for reform of the governance of the Football League. In particular, the financial regulations that controlled players' transfers (the retain-and-transfer regulation) and rewards (maximum-wage regulation) were targets of criticism. The Association Football Players' Union pressed for reform of the regulations by the League, and the football dispute, which broke out in 1945, continued to 1964. The Ministry of Labour intervened in the dispute in response to the appeal of the Players' Union, and a wide range of the media reported the process actively. As a result, the dispute strongly influenced the change in the social position of professional football. This article considers not only the process of the dispute through an analysis of documents of the Ministry of Labour, which have not been examined in previous research, but also the change in the social context of professional football through an analysis of media and government policies.

In the post-war era, the change in the financial structure of professional football stimulated reform of the League's governance. The development of *football pools, TV broadcasting and supporters' clubs produced new revenue sources* for the professional football clubs. The League hesitated to make use of such revenue sources that might lead to a decline in gate receipts. In the 1960s nevertheless, the League was forced to cooperate with TV companies and football pool firms to secure revenues. As a result, the traditional financial structure based on gate receipts, which had justified the financial

regulations, had to be reformed.

With the change in the financial structure, the Players' Union and the League came into dispute. Players sought an organization to negotiate the revision of the regulations of the League as well as the abandonment of the financial regulations. In the first half of the dispute, the Players' Union, led by Jimmy Guthrie, sought improvement in players' rights as workers. The League blocked the intervention of trade unionism into the dispute by relaxing the wage limit. The Ministry of Labour, which emphasised the mutual agreement between the League and the Players' Union, did not force the League to abolish the regulations as the Players' Union had sought. During the later half of the dispute, on the other hand, Jimmy Hill, the new president of the Union, renamed the Players' Union the Professional Footballers' Association and maintained distance from trade unionism. Instead, he employed various means, such as media and politicians, to improve the social images of the players. As the Ministry of Labour also agreed with the change in the strategy, the League decided to abolish the maximum wage-regulation, which led to the conclusion of the dispute.

Moreover, the social context of professional football had changed dramatically in post-war England. The media harshly criticised the Leagues' old-fashioned governance through interviews with famous foreign players. The British government also pressed for the reformation of the League in order to make use of professional football as a financial source to promote sports policy. In addition, the poor showing of English clubs and the national team in international competition heightened the frustration of the citizenry. These changes in the environment also influenced the dispute.

Consequently, it can be claimed that the post-war football dispute was the turning point of English professional football. Though the dispute, professional football obtained the position of an important national event that embodied national pride and power.